

○質屋営業の事務取扱いに関する訓令

(昭和26年 9 月25日本部訓令第49号)

[沿革] 昭和35年 9 月本部訓令第11号、42年 6 月第15号、45年 7 月第 7 号、平成 7 年12月第32号、
13年 3 月第 3 号、17年 3 月第11号、24年10月第16号、28年 3 月第11号、令和元年11月第25
号、3 年 1 月第 1 号改正

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）、質屋
営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。）および奈良県公
安委員会事務専決規程（昭和42年 4 月14日奈良県公安委員会規程第 1 号）に基づく事
務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請及び届出の一般的手続)

第 2 条 警察署長は法及び規則の規定による申請書又は届書を受理したときは、所定の
事項を具備させた上この訓令の規定に従って処理しなければならない。

2 警察署には別記様式第 1 号（許可証交付原簿）を備え付け許可、廃業の際所定欄に
必要事項を記入し整理保存するものとする。

(許可譲受又は相続の許可申請書の受理)

第 3 条 規則第 2 条（質屋の許可）及び第 3 条（営業所の譲受又は相続による質屋の許
可）の申請を受けたときは、次の事項を調査し支障がないと認められたものに対して
は許可証を交付しなければならない。

- (1) 申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないか。
- (2) 法第 3 条第 1 項各号（欠格条件）に該当するものでないか。
- (3) 性行経歴並びに資産の概要はどうか。
- (4) 自己の名義をもって他人に質屋営業を営ませるおそれはないか。
- (5) 公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては申請者が有し
又は設けようとする質物の保管設備が当該基準に適合するかどうか。
- (6) その他処分上参考となるべき事項

2 前項各号の調査に当たり必要のあるときは、申請者（法人の場合は、その役員を含
む。）の本籍地、住所地、若しくは前住地の市町村長又はこれらの地を管轄する警察
署長等に照会しなければならない。この場合において、次の各号に定めるものについ
ては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 許認可等審査事務に係る照
会書の取扱いに関する訓令（平成24年10月奈良県警察本部訓令第15号。以下この項

において「照会書訓令」という。) 別記様式第 1 号

(2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第 3 号

(3) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第 5 号

(4) 住所地を管轄する警察署長に対する申請者の居住確認照会 別記様式第 1 号の 2

3 前条の場合第 3 条第 1 項各号に該当し許可できないと認めた場合若しくは紛争等の懸念あるときは、申請書にその理由並びに意見を添えて、すみやかに警察本部長（以下「本部長」という。）に進達しなければならない。

（移転申請書の受理）

第 4 条 規則第 4 条（営業所の移転の許可）の申請を受けたときは、前条第 1 項第 1 号（申請書記載事実）第 4 号（名義貸のおそれ）第 5 号（質物の保管設備）及び第 7 号（処分上の参考事項）に掲げる事項について調査し、支障がないと認めたものに対しては、許可証を訂正の上交付するとともに前の営業所の所在地が奈良県公安委員会の管轄する他の警察署の管轄区域内にある場合は当該警察署長よりその右の許可台帳の送付を受けなければならない。

2 前項の調査の結果許可できないと認めた場合許可を不適當と認める場合又は許可をするについて疑義のある場合は前条第 3 項に準じて処理しなければならない。

（管理者の新設又は変更の申請書の受理）

第 5 条 規則第 5 条（管理者の新設又は変更の許可）の申請を受けたときは次の事項を調査し支障がないと認めるものに対しては許可証に記入（訂正又は削除）して交付しなければならない。

(1) 法第 3 条第 1 項第 9 号に該当するものでないか。

(2) 申請書は規則第 5 条に掲げる事項を備えているか。

(3) 管理者になろうとする者の性行経歴及び資産の概要はどうか。

(4) 管理者の廃止、変更の場合は管理上支障はないか。

(5) その他処分上参考となるべき事項

2 第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の申請の処理に準用する。

（廃業又は死亡届出の受理）

第 6 条 規則第 6 条（廃業の届出）又は第 10 条（死亡の届出）の届出を受けた場合において、法第 28 条（質契約を終了させるための行為）第 3 項第 1 号又は第 5 項の事項について承認の申請があったときは、質置主の保護の趣旨より考えて支障がないと認めた場合は承認書を交付しなければならない。

2 前項の場合において承認することが不適當と認めたときは、第 3 条第 3 項の規定を

準用する。

（休業届出）

第7条 規則第7条（休業）の届出を受けたときは、許可証を提出せしめ別記様式第2号の保管証を交付しなければならない。

2 営業を再開するため許可証返還の要求があったときは、保管証と引換えにその許可証を返還しなければならない。

3 前2項の規定は法第25条により営業の停止を命ぜられたものについて準用する。

（営業内容の変更）

第8条 規則第8条第1項第1号（質屋の本籍住所氏名又は法人の名称主たる事務所の所在地の変更）、第2号後段（法定代理人の住所氏名の変更）及び第3号（第9条において定めたものを除く法人の代表者等の住所氏名の変更）の届書を受けたときは、許可証に必要な事項を記入（訂正又は削除）して交付しなければならない。

（法定代理人の異動選任届出）

第9条 規則第8条第1項第2号前段（代理人の異動選任）の届書を受けたときは、新たにそれらの者になろうとするものが法第25条第1項第3号に該当するかどうかを調査しなければならない。

2 規則第8条第1項第3号（前条において定めたものを除く法人の代表者等の異動）の届出を受けたときは、新たにそれらのものになろうとする者が法第25条第1項第2号後段に該当するかどうか調査しなければならない。

3 前2項の調査については第3条第2項の規定を準用する。

4 第1項又は第2項の調査の結果支障がないと認めたときは処理し、前条及本条により不相当と認めたときは第3条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

（質物保管設備の変更届書の受理）

第10条 規則第9条（質物保管設備の変更）の届出を受けたときは、構造仕様書図面等を審査し、その設備が質物保管基準（平成4年12月奈良県公安委員会告示第123号）に適合しないと認めた場合は、これを適合するように勧告しなければならない。

2 前項の勧告の結果再変更の届書を受けたときもまた同様である。

（許可台帳の整理）

第11条 警察署長は、許可証を交付するときは、質屋営業者許可台帳（別記様式第3号）に登録し、異動のあるごとに整理するものとする。

（許可証の書換申請書の受理）

第12条 規則第12条（許可証の書換）の申請を受けたときは、その事実を確めて許可証を訂正（記入又は削除）して交付しなければならない。

2 前回までの訂正により余白のない許可証については新しく書換えて交付しなければならない。

（許可証の亡失及び盗難の届出の受理）

第13条 規則第13条（許可証の亡失及び盗難）の届書を受けたときは、その事実を調査の上、本部長に報告しなければならない。

（許可証の再交付申請書の受理）

第14条 規則第14条（許可証の再交付）の申請を受けたときは、その事実を確認し、支障がないと認めた場合は、許可証の備考欄にその旨を記入して再交付しなければならない。

（許可証の返納）

第15条 規則第14条の2（許可証の返納）の届出を受けたときは、同条各号に掲げる事項が記載された返納理由書を受理し、速やかに本部長に報告しなければならない。

第16条 許可証を書き損じたときは、消印の上願届書類に添付しておかなければならない。

（手数料納入手続）

第17条 法第2条第1項、法第4条第1項並びに法第8条第2項及び第4項の規定による質屋営業許可申請、質屋の営業所の移転許可申請、質屋の管理者の新設・変更許可申請、質屋営業許可証書換え申請及び質屋営業許可証再交付申請があったときは、奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第3条に定める手数料を納付させなければならない。

（保管命令）

第18条 法第23条の規定により質物又は流出物の保管を命じようとするときは、別記様式第5号の保管指令書を交付して受領書を徴さなければならない。

（行政処分上の証拠書類の送付）

第19条 法第25条（許可の取消又は停止）の処分を必要とする者があるときは別記様式第6号により（営業許可の取消又は営業停止処分の場合は証拠となる書類又はその写を添えること。）すみやかに本部長に上申しなければならない。

（品触書の作成）

第20条 法第20条第1項の規定による、盗品等がまねな物又は特徴のある物若しくは識別しやすい物である場合又はその他必要と認めたときは、品触書を作り適当な方法により営業者に送付するものとする。

（事件処理による報告）

第21条 法第27条第1項に該当する違反を認めたとき、これを処理したとき又は事件を

送致したときは、その事実を本部長に報告しなければならない。

- 2 法第27条の規定により他の公安委員会への通知は直ちにその署においてこれをするものとする。

(許可の取消又は停止者名簿)

第22条 本部及び警察署には別記様式第7号の取消停止者名簿を備え付け県下の該当者を記入しなければならない。

(検査)

第23条 警察署長は、署員をして毎月1回以上質物及び帳簿の検査をさせなければならない。

- 2 前項の検査は法及び規則の施行のため必要な限度において認められたものであるから、みだりに営業者の権利を侵害することのないよう心がけなければならない。

第24条 警察署長は、許可その他の事務取扱状況を別に定めるところにより、その月の分を翌月5日までに本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この取扱心得は昭和26年10月1日から施行する。
- 2 質屋営業法令取扱心得（昭和25年9月14日国家地方警察奈良県本部訓令第35号）はこれを廃止する。
- 3 警察署長はこの取扱心得により難い事情があるときはその都度稟伺し指揮を受けなければならない。

附 則 （昭和35年9月2日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則 （昭和42年6月26日本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和45年7月2日本部訓令第7号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和45年7月2日から施行し、昭和45年6月1日から適用する。

(経過規定)

- 2 許可、認可等の整理に関する法律附則第2項に基づき改正前の質屋営業の事務取扱いに関する訓令第17条第2項の規定による承認に係る帳簿についてはなお従前の例による。

附 則 （平成7年12月7日本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成17年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年10月30日本部訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成28年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年11月29日本部訓令第25号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 （令和3年1月22日本部訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

[illegible]

別記様式第1号の2(第3条関係)

第 号
年 月 日

警察署長 殿

警察署長

居 住 確 認 照 会 書

許可申請書を受理したので、次の者について、別紙の記載事項を調査の上、至急回答願
いたく照会します。

記

本 籍

住所又は居所

氏 名

年 月 日生

連絡先 — —

警察署生活安全課(担当)

別紙

第 号
年 月 日

警察署長 殿

警察署長

居 住 確 認 調 査 回 答 書

本 籍

住所又は居所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付け 第 号により照会のあったみだしのことについては、次のとおり回答します。

記

回 答 事 項	被 調 査 者 の 居 住 の 有 無	☐ 住所地に居住している。 ☐ 住所地に居住していない。 居住先 ☐ その他
	その他参考事項	
調査者 警察署 (印)		

別記様式第2号（第7条関係）

許 可 証 保 管 証

1 許 可 証

通

上記は

のため当署に保管する。

年 月 日

殿

警 察 署 長

別記様式第3号（第11条関係）

第 号

質屋営業者許可台帳

年 月 日 製作者



屋 号					
営 業 者	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日 生			
営 業 所	所 在 地				
	形 態	住（居）所 本 店 支 店			
管 理 者	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日 生			
法 代 理 人	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日 生			
法人にして 業務を行う 役 員	住 所	氏 名	届 出 年 月 日	備 考	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
更 新 許 可	更 新 年 月 日	有 効 期 間	取 扱 者 印		
	年 月 日	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日			

(表)

保 管 設 備 の 概 要	
施 設 名	独立施設 住宅施設 その他（ ）
床 面 積	平方メートル
容 積	立方メートル
壁 体	
出 入 口 の 構 造	
窓 換 気 の 口 の 数	
内 壁 及 び 床 面 積	
照 明 設 備	
消 火 設 備	
備 考	

(裏)

別記様式第 5 号（第18条関係）

（表）

保 管 指 令 書		
1 品 名	数 量	
ただし、より契約したもの		
上記物件は次の理由によって	年 月	日まで質屋営業法第23条の
規定により保管を命ずる。		
年 月 日		
殿		
奈良県		警察署長 印
記		

備考 この処分については、審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができますので、詳しくは裏面の教示事項を確認してください。

-----（切り取り線）-----

受 領 書		
1 保管指令書	通	
ただし、	点に対する	日間の保管指令書
上記受領しました。		
年 月 日		
警 察 署 長 殿		氏 名

(裏)

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 6 号（第19条関係）

第 号 年 月 日 奈良県警察本部長殿 警 察 署 長 質屋営業者行政処分上申書	
営 業 者 の 本 籍 住 所 氏 名 生 年 月 日	
営業所の位置及 び違反場所	
営業の種別及び 屋号又は名称	
営業許可年月日 及び許可番号	
前科又は行政処 分を受けたこと の有無及び性行 の良否並びに取 締法令遵守の状 況	

事 案 の 内 容 詳 細	
検 挙 者 の 官 職 氏 名	
処 分 上 の 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	

別記様式第 7 号（第22条関係）

第 号

取 消 停 止 者 名 簿

処 年 月 分 日	年 月 日
解 年 月 除 日	
処 区 分 の 分	
営 所 業 在 所 地	
住 所	
氏 生 年 月 名 日	
違 内 反 容	
備 考	